省令

○法務省令第十四号

人権擁護委員法（昭和二十四年法律第百三十九号）第十六条第一項及び第二十条の規定に基づき、人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月六日

法務大臣　上川　陽子

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程の一部を改正する省令

人権擁護委員協議会、人権擁護委員連合会及び全国人権擁護委員連合会組織規程（昭和二十四年法務府令第四十号）の一部を次のように改正する。

別表第一大阪第三人権擁護委員協議会の項組織の区域欄を次のように改める。

大阪府の内 豊中市、池田市、箕面市、豊能郡	

別表第一岸和田人権擁護委員協議会の項の次に次のように加える。

三島人権擁護委員協議会	茨木市	大阪法務局北大阪支局の戸籍及び公証に関する管轄区域

附　則

この省令は、平成二十七年四月十六日から施行する。